

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 2月14日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第1号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和35年香川県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後									改正前																																																																																				
<p>(単位の修得方法の基準)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第8までに規定する単位の修得方法（免許法施行規則第14条又は第18条の5に規定する残単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">左欄</th> <th colspan="5">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="9">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〃 別表第7</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td colspan="4">〃 別表第8</td> <td colspan="5">第14表</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表～第13表 略</p> <p>第14表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">根拠規定</th> <th rowspan="3">受けようとする免許状の種類</th> <th rowspan="3">有することを必要とする学校の免許状</th> <th rowspan="3">受けようとする免許状に係る学校における在職年数</th> <th colspan="5">最低修得単位数</th> <th rowspan="3">教科又は教職に関する科目</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">教科に関する科目</th> <th colspan="3">教職に関する科目</th> <th rowspan="2">生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</th> </tr> <tr> <th>教育課程及び指導法に関する科目</th> <th>各教科の指導法</th> <th>道徳の指導法</th> <th>保育内容の指導法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許</td> <td>幼稚</td> <td>小学校</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>									左欄				右欄					略									〃 別表第7				略					〃 別表第8				第14表					根拠規定	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に係る学校における在職年数	最低修得単位数					教科又は教職に関する科目	教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法	保育内容の指導法	免許	幼稚	小学校	1					3		<p>(単位の修得方法の基準)</p> <p>第17条 次の表の左欄に掲げる免許法別表第3から別表第7までに規定する単位の修得方法（免許法施行規則第14条の規定による単位逡減に伴う残単位の修得方法を含む。）は、それぞれ右欄に掲げる表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">左欄</th> <th colspan="2">右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>免許法</td> <td>別表第3</td> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>別表第7</td> <td>略</td> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表～第13表 略</p>					左欄			右欄		免許法	別表第3	略	略		〃	別表第7	略	略	
左欄				右欄																																																																																									
略																																																																																													
〃 別表第7				略																																																																																									
〃 別表第8				第14表																																																																																									
根拠規定	受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	受けようとする免許状に係る学校における在職年数	最低修得単位数					教科又は教職に関する科目																																																																																				
				教科に関する科目	教職に関する科目			生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目																																																																																					
					教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法	道徳の指導法			保育内容の指導法																																																																																			
免許	幼稚	小学校	1					3																																																																																					
左欄			右欄																																																																																										
免許法	別表第3	略	略																																																																																										
〃	別表第7	略	略																																																																																										

法施行規則第18条の2の表備考第4号	園教諭二種免許状	教諭普通免許状								
	小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	<u>1</u>		<u>7</u>	<u>1</u>			<u>2</u>	
			<u>2</u>		<u>5</u>	<u>1</u>			<u>1</u>	
		中学校教諭普通免許状	<u>1</u>		<u>7</u>				<u>2</u>	
			<u>2</u>		<u>5</u>				<u>1</u>	
	中学校教諭二種免許状	小学校教諭普通免許状	<u>1</u>	<u>7</u>	<u>2</u>				<u>2</u>	
			<u>2</u>	<u>5</u>	<u>1</u>				<u>2</u>	
			<u>3</u>	<u>5</u>	<u>1</u>				<u>1</u>	
		高等学校教諭普通免許状	<u>1</u>		<u>1</u>	<u>1</u>			<u>1</u>	<u>3</u>
	<u>2</u>			<u>1</u>	<u>1</u>			<u>1</u>	<u>2</u>	
	高等学校教諭一種免許状	中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)	<u>1</u>		<u>1</u>				<u>2</u>	<u>6</u>
			<u>2</u>		<u>1</u>				<u>1</u>	<u>4</u>

備考

- 1 この表において「受けようとする免許状に係る学校における在職年数」とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 2 この表における教科に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号に定める修得方法の例による。

3 この表における各教科の指導法の単位の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第2号に定める修得方法の例による。ただし、受けようとする免許状の種類が小学校教諭二種免許状の場合における教科の指導法の数及び当該指導法についての単位数については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 各教科の指導法に係る最低修得単位数が7である場合

4以上の教科の指導法を次のとおり修得するものとする。

ア 4の教科の指導法を修得するときは、3以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 5以上の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

(2) 各教科の指導法に係る最低修得単位数が5である場合

3以上の教科の指導法を修得するものとし、3の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

4 この表における生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第6条第1項の表備考第6号に定める修得方法の例による。

5 この表における教科又は教職に関する科目の単位の修得方法については、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号に定める修得方法の例による。

教科に関する科目表・教職に関する科目表 略

教科に関する科目表・教職に関する科目表 略

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。